

基本設計に関する成果品は、国土交通省告示第98号の内容に則したものとすること。

提出図書は、全ての電子データ（CADデータ、word、excel及び全てのpdfデータ）について提出すること。

図書の記載内容については、適宜、市と事業者で協議を行い、追加・修正を行う場合がある。

その他必要な書類については、市と協議の上、提出を行うこと。

成果物	部数	サイズ	備考
基本設計図書 (総合、構造、電気、機械、厨房)	2部	A3	ファイル綴じ
基本設計説明書 (記載内容)	2部	A3	ファイル綴じ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計条件等の整理</li> <li>・ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ</li> <li>・ 上下水道、ガス、電力、通信などの供給状況の調査及び関係機関との打合せ</li> <li>・ 基本設計方針</li> <li>・ 工事費概算書</li> <li>・ 施工計画図・施工計画表</li> </ul>			
要求水準書との整合性の確認結果報告書(※)	2部	適宜	ファイル綴じ
事業提案書との整合性の確認結果報告書(※)	2部	適宜	ファイル綴じ
その他必要な図面・資料	2部	適宜	ファイル綴じ
電子データ	1部	—	CD-R等（CADデータ（dwg、dxf、jwwの全ての形式で提出）、その他（word、Excel、pdf等）） ※図面データはPDFデータも提出のこと

(※)セルフモニタリングチェックシートと兼ねることを認める。